

目黒区と国立大学法人東京大学との連携・協力に関する基本協定書

目黒区(以下「区」という。)と国立大学法人東京大学(以下「大学」という。)は、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、区と大学が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、区の地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与するため、相互に連携・協力することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 区と大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携・協力する。

- (1) 地域の課題対応のための学術研究の推進
- (2) 地域における取組を通じた人材の交流と育成
- (3) 学術研究の成果の社会実装に関する事項
- (4) 大学と区内教育機関との連携・協力に関する事項
- (5) 区民の学びを支援する生涯学習の推進に関する事項
- (6) 地震、風水害、その他の大規模災害発生時における連携・協力に関する事項
- (7) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

(個別協定等)

第3条 前条の連携・協力事項を実施するため、必要に応じ本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

(協力方法等)

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、区と大学の担当部署と協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から5年間とする。区及び大学は、本協定の有効期間が満了する6か月前までに改廃について協議のうえ、更新の合意を得た場合は、有効期間内に更新手続きを完了するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、区及び大学が別途協議のうえ決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各自記名のうえ、各1通を保有する。

令和6年8月2日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 区 長

青 木 英 二

東京都文京区本郷七丁目3番1号

国立大学法人東京大学

代表者 総 長

藤 井 輝 夫